



2020年3月期(第159期) 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月30日(火)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都品川区大崎一丁目6番3号
日精ビルディング3階 日精ホール

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策
(買収防衛策) 継続の件

目次

■ 株主の皆様へ	1
■ 2020年3月期(第159期)定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	36
■ 連結計算書類	67
■ 計算書類	69
■ 監査報告	71
■ ご参考	

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、議決権につきましては書面又はインターネットにより事前にご行使用いただきますよう強くお願い申し上げます。

▶ ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患されている方々には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者や生活インフラを支えてくださっている皆様に深く感謝いたします。

当社は2019年度から第6次中期経営計画をスタートしています。次の成長に向けて事業基盤とリソース(人・技術・組織・情報)を強化する3年間と位置づけて尽力していますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長・CEO 内山 俊弘

MOTION & CONTROL™

NSK

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

- 1 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
- 2 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
- 3 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
- 4 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
- 5 グローバル経営をめざす。

(NSK企業理念体系より)

▶ 連結決算ハイライト<ご参考>

売上高



営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



● 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

1. 期末配当金
1株につき10円
2. 期末配当の効力発生日並びに
支払開始日
2020年6月30日(火)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号
日本精工株式会社
取締役 代表執行役社長 内山俊弘

2020年3月期(第159期) 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2020年3月期(第159期) 定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月29日(月曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月30日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都品川区大崎一丁目6番3号 日精ビルディング3階 日精ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第159期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策) 継続の件 |

4. インターネットによる開示について

- ・次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知には記載していません。

- ①「連結持分変動計算書」
- ②「連結計算書類の連結注記表」
- ③「株主資本等変動計算書」
- ④「計算書類の個別注記表」

会計監査人及び監査委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイト掲載の上記事項で構成されています。

- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う本総会における当社の対応について

- ・感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項等のご説明を例年より短縮させていただきます。
- ・感染予防のため、座席は2m間隔とさせていただき、そのため座席数が50席以下となる見込みです。満席の際には入場をお断りする場合があります。
- ・受付前にサーモグラフィーを設置し、発熱の可能性のある株主様には非接触型体温計で検温をさせていただき予定です。咳や発熱など体調がすぐれないと見受けられる株主様については、入場をお断りする、退場をお願いする等の措置をとらせていただく場合がございます。
- ・喫茶コーナー及び製品の展示については、感染予防の観点から中止いたしますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、事前の体調確認、マスクの着用、手指の消毒にご協力をお願いいたします。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会への対応内容を更新する場合がございます。下記のインターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

【インターネット上の当社ウェブサイト】

<https://www.nsk.com/jp/investors/stockandbond/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご欠席の場合

1. 郵送による議決権行使の場合



行使期限

2020年6月29日(月) 午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようにご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

* 議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2. インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使によって削減される郵送費用を「子供の未来応援基金」に寄付します。



行使期限

2020年6月29日(月) 午後5時15分まで

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、議案の賛否をご入力の上、上記期限までにご送信ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳しくは次頁をご覧ください。

株主総会に当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2020年6月30日(火)

午前10時 (受付開始 午前9時)

総会会場（日精ホール）の所在場所は末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人様のご出席について

* 株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

スマートフォン専用サイトのご案内

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。詳細は右の図をご参照ください。

※ユーザーの利用しているQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合があります。QRコード読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。



QRコード読取のみでログイン完了。



パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

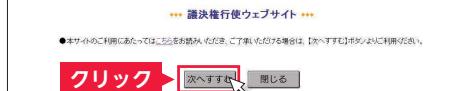
STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

- 検索サイトで検索
- 下記QRコードからのアクセスも可能です。

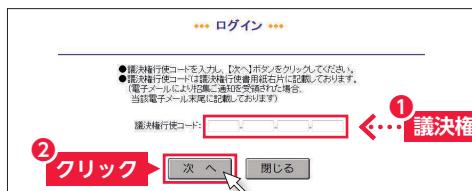
議決権行使 みずほ

または

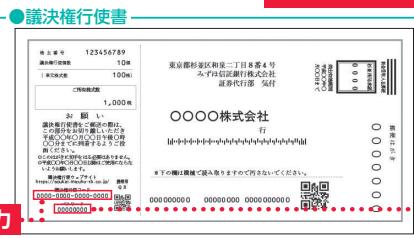
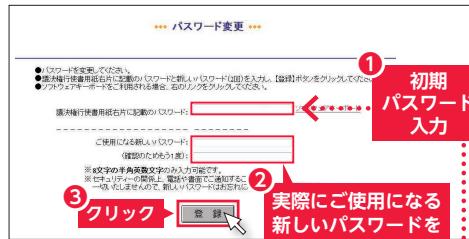
- 議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



STEP 2 ログイン



STEP 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

議決権行使における注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
- (2) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00 土日休日を除く)
- (2) 上記 (1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

【ご参考】機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）の任期が満了します。
つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、取締役選任に当たっての方針と手続き並びに取締役候補者は、次のとおりです。

取締役選任に当たっての方針と手続き

当社の取締役会は、NSKグループの持続的成長かつ中長期的な企業価値の向上に向けて、重要な経営判断を行ない、業務執行を適正に監督し得る機能を担っています。そのため、その構成は、専門性・業務経験等の多様性を考慮し、規模は議論の実効性を高めるものとしています。

個々の取締役の選任に当たっては、各人の事業や経営全般、あるいは専門領域における経験に加え、経営者としての高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を求めています。

このような考え方に基づき、2020年3月26日開催の指名委員会において取締役候補者を決定し、同年6月2日開催の取締役会の審議を経て株主総会議案として付議しています。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当・役職	在任年数	取締役会、委員会の出席状況	他上場会社役員 の兼職数
1	うちやま としひろ 内山 俊弘	再任 取締役 代表執行役社長・CEO 指名委員会委員	8年	取締役会 100% (10回/10回) 指名委員会 100% (8回/8回)	0社
2	のがみ さいもん 野上 宰門	再任 取締役 代表執行役副社長・CFO	7年	取締役会 100% (10回/10回) 報酬委員会 100% (1回/1回)	0社
3	いちい あきとし 市井 明俊	再任 取締役 代表執行役専務 報酬委員会委員	3年	取締役会 100% (10回/10回) 報酬委員会 100% (4回/4回)	0社
4	えのもと としひこ 榎本 俊彦	再任 取締役 監査委員会委員	4年	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会 100% (15回/15回)	0社
5	ばだ はじめ 馬田 一	再任 社外 独立 取締役 指名委員会委員長	2年	取締役会 90% (9回/10回) 指名委員会 100% (8回/8回)	2社
6	もちつき あけみ 望月 明美	再任 社外 独立 取締役 監査委員会委員長	2年	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会 100% (15回/15回)	1社
7	いわもと としお 岩本 敏男	再任 社外 独立 取締役 報酬委員会委員	1年	取締役会 100% (7回/7回) 報酬委員会 100% (4回/4回)	2社
8	ふじた よしたか 藤田 能孝	再任 社外 独立 取締役 指名委員会委員	1年	取締役会 100% (7回/7回) 指名委員会 100% (7回/7回)	0社
9	ながはま みつひろ 永濱 光弘	新任 社外 独立 —	—	—	3社

注1. 取締役会、委員会への出席状況は2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)中に開催された取締役会、委員会への出席状況を表しています。2019年6月25日(第158期定時株主総会の会日)付で、市井明俊氏は報酬委員会委員に、岩本敏男氏は取締役及び報酬委員会委員に、藤田能孝氏は取締役及び指名委員会委員にそれぞれ就任し、野上宰門氏は報酬委員会委員を退任したため、出席対象となる取締役会、委員会の回数が他の取締役候補者と異なります。

注2. 他上場会社役員
の兼職数は、2020年6月30日(第159期定時株主総会の会日)の予定兼職数を記載しています。

岩本敏男氏は2020年6月25日付で、(株)大和証券グループ本社社外取締役に就任する予定です。

注3. 本総会において取締役9名が選任された場合の各委員会の委員は15ページに記載のとおり予定しています。

社外：社外取締役候補者

独立：当社の定める社外取締役に独立性に関する基準(15ページ記載)及び、東京証券取引所の定める独立性基準(東京証券取引所ホームページ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/index.html>)を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役候補者

候補者
番号

1

うちやま
としひろ
内山 俊弘

再任



■生年月日	1958年11月28日 (満61歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	94,800株	■指名委員会への出席状況	100% (8回/ 8回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2012年 6月	当社取締役 (現)
2006年 3月	当社調達本部副本部長	2013年 6月	当社代表執行役専務 報酬委員会委員、 管理担当、コーポレート経営本部長
2008年 6月	当社執行役 経営企画本部副本部長	2015年 6月	当社代表執行役社長 指名委員会委員長
2009年 6月	当社経営企画本部長	2017年 6月	当社代表執行役社長・CEO (現) 指名委員会委員 (現)
2010年 6月	当社執行役常務 経営企画本部長、 IR・CSR室担当		
2011年 6月	当社アジア担当、経営企画本部長、 IR・CSR室担当		

取締役候補者とした理由

内山俊弘氏は、当社において、自動車事業、米州駐在、調達、さらには経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、当社の事業に精通しています。また、当社取締役並びに代表執行役として、豊富な経営経験と実績とともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。代表執行役社長・CEOが取締役を兼務することは、取締役会が業務執行の状況をより適切に把握、監督することに資すると判断し、内山氏を取締役候補者としてしました。

候補者
番号

2

のがみ
さいもん
野上 宰門

再任



■生年月日	1960年9月19日 (満59歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	53,200株	■報酬委員会への出席状況	100% (1回/ 1回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2015年 6月	当社代表執行役専務 報酬委員会委員、管理担当、 アジア担当、コーポレート経営本部長
2011年 2月	当社産業機械事業本部副本部長	2017年 6月	当社代表執行役専務・CFO
2011年 6月	当社執行役	2019年 4月	当社代表執行役副社長・CFO (現)
2013年 6月	当社取締役 (現) 執行役常務 経営企画本部長、 IR・CSR室担当		

取締役候補者とした理由

野上宰門氏は、当社において、産業機械事業、欧州駐在、さらには経営企画、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を通じ、当社の事業に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。代表執行役副社長・CFOが取締役を兼務することは、取締役会が会社の業務執行の状況、及び財政状況を適切に把握、監督することに資すると判断し、野上氏を取締役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者
番号 **3** いちい
市井 明俊

再任

■生年月日	1963年5月8日 (満57歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	60,261株	■報酬委員会への出席状況	100% (4回/4回)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2017年 4月	当社執行役常務
2008年12月	当社自動車事業本部自動車軸受本部 副本部長	2017年 6月	当社取締役 (現)
2012年 6月	当社インド総支配人	2019年 4月	当社代表執行役専務 (現) 管理担当 (現)
2015年 6月	当社執行役 経営企画本部副本部長	2019年 6月	IR室担当 (現)
2016年 6月	当社経営企画本部長 (現) アジア担当	2020年 4月	当社報酬委員会委員 (現) 当社欧米担当 (現)

取締役候補者とした理由

市井明俊氏は、当社において、自動車事業、欧州・インド駐在、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を通じ、当社の事業に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。経営企画部門を担当する代表執行役専務が取締役を兼務することは、取締役会が会社の業務執行の状況、中期経営戦略の進捗を適切に把握、監督することに資すると判断し、市井氏を取締役候補者としました。

候補者
番号 **4** えのもと
榎本 俊彦

再任

■生年月日	1958年8月28日 (満61歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	22,916株	■監査委員会への出席状況	100% (15回/15回)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2015年 6月	当社理事 経営監査部長
2008年 6月	当社財務本部連結経理部長	2016年 6月	当社取締役 (現) 監査委員会委員 (現)
2013年 6月	当社執行役 財務本部副本部長		

取締役候補者とした理由

榎本俊彦氏は、当社において、財務・会計部門における業務経験が豊富であり、さらに欧州財務、監査部門の担当を経て、当社の財務、内部統制の状況に精通しています。併せて、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しており、その経験と見識から当社の業務執行の監督に適任であると考え、榎本氏を取締役候補者としました。

候補者
番号

5

ば だ
馬田

はじめ
一

再任 社外 独立



■生年月日	1948年10月7日 (満71歳)	■取締役会への出席状況	90% (9回/10回)
■所有する当社の株式数	3,800株	■指名委員会への出席状況	100% (8回/ 8回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	2年		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	川崎製鉄(株) (現 J F E スチール(株)) 入社	2015年 4月	同社取締役
2000年 6月	同社取締役	2015年 6月	同社相談役
2003年 4月	J F E スチール(株)専務執行役員	2018年 6月	当社取締役 (現) 指名委員会委員
2005年 4月	同社代表取締役社長 (2010年4月退任)	2019年 6月	当社指名委員会委員長 (現) J F E ホールディングス(株)名誉顧問 (現)
2005年 6月	J F E ホールディングス(株)取締役		
2010年 4月	同社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由

馬田一氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただいています。また、指名委員会委員長として、取締役の選任議案や後継者計画等の議論・審議を通じ、委員会において主導的な役割を果たされています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、馬田氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

馬田一氏は、2015年7月以降、J F E ホールディングス(株)の業務執行に従事していません。当社と当社グループは相互に取引がありますが、その取引額は、共に両社の売上高の0.5%未満であり、いずれについても特別な利害関係はありません。

同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（15ページ記載）及び、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

J F E ホールディングス(株)名誉顧問、三井化学(株)社外取締役、アサガミ(株)社外監査役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者
番号

6

もちつき
望月

あけみ
明美

再任 社外 独立

■生年月日	1954年6月10日 (満65歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	3,800株	■監査委員会への出席状況	100% (15回/15回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	2年		



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年10月 青山監査法人入所
- 1988年 3月 公認会計士登録
- 1996年 8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2001年 6月 同監査法人社員（現パートナーに名称変更）（2018年6月退任）
- 2018年 7月 当社取締役（現）
監査委員会委員
- 2019年 6月 当社監査委員会委員長（現）

社外取締役候補者とした理由

望月明美氏には、公認会計士としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会において積極的
にご発言いただいています。また、監査委員会委員長として、監査体制の充実とその運用について、委員会での討議・審議を通じ、主
導的な役割を果たされています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値の向上に寄与して
いただけるものと考え、望月氏を社外取締役候補者としてしました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

望月明美氏は、2018年7月以降、有限責任監査法人トーマツの運営に従事していません。当社と同監査法人の間に取引はなく、特別
な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（15ページ記載）及び、東京証券取引所の定める独立性基
準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

明星監査法人社員、㈱ツムラ社外取締役

候補者
番号 **7** いわもと としお
岩本 敏男

再任 社外 独立



■生年月日	1953年1月5日 (満67歳)	■取締役会への出席状況	100% (7回/ 7回)
■所有する当社の株式数	800株	■報酬委員会への出席状況	100% (4回/ 4回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	1年		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	日本電信電話公社 (現日本電信電話(株))入社	2012年 6月	同社代表取締役社長
2004年 6月	(株)NTTデータ取締役	2018年 6月	同社相談役 (現)
2005年 6月	同社取締役執行役員	2019年 6月	当社取締役 (現)
2007年 6月	同社取締役常務執行役員		報酬委員会委員 (現)
2009年 6月	同社代表取締役副社長執行役員		

社外取締役候補者とした理由

岩本敏男氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただいています。また、報酬委員会委員として、役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、岩本氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

岩本敏男氏は、2018年7月以降、(株)NTTデータの業務執行に従事していません。当社と同社は取引がなく、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（15ページ記載）及び、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

(株)NTTデータ相談役、(株)IHI 社外監査役、(株)大和証券グループ本社社外取締役（2020年6月25日付就任予定）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者
番号

8

ふじた
藤田よしたか
能孝

再任 社外 独立



■生年月日	1952年1月27日 (満68歳)	■取締役会への出席状況	100% (7回/ 7回)
■所有する当社の株式数	2,800株	■指名委員会への出席状況	100% (7回/ 7回)
■当社社外取締役就任からの年数	1年		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月	(株)村田製作所入社	2008年 6月	同社代表取締役副社長
1998年 6月	同社取締役	2017年 6月	同社取締役副会長
2000年 6月	同社取締役執行役員	2019年 6月	当社取締役 (現)
2003年 6月	同社取締役上席常務執行役員		指名委員会委員 (現)
2005年 6月	同社取締役専務執行役員		(株)村田製作所常任顧問 (現)

社外取締役候補者とした理由

藤田能孝氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただいています。また、指名委員会委員として、取締役の選任議案や後継者計画等の議論・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、藤田氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

藤田能孝氏は、2019年7月以降、(株)村田製作所の業務執行に従事していません。当社と同社は取引がありますが、その取引額は当社の売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（15ページ記載）及び、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

(株)村田製作所常任顧問

候補者
番号

9

ながはま
永濱
みつひろ
光弘

新任 社外 独立



■生年月日 1953年10月24日 (満66歳)

■所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	(株)富士銀行入行	2006年 3月	同行常務執行役員 米州地域統括役員
2002年 4月	(株)みずほコーポレート銀行 (現(株)みずほ銀行) 米州非日系営業第二部長	2010年 4月	同行取締役副頭取兼 米州地域統括役員 (2013年4月退任)
2003年 3月	同行執行役員大手町営業第六部長兼 大手町営業第七部長	2013年 4月	みずほ証券(株)取締役会長兼 米国みずほ証券会長
2005年 4月	同行常務執行役員営業担当役員	2015年 4月	みずほ証券(株)常任顧問 (2020年3月退任)

社外取締役候補者とした理由

永濱光弘氏は、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を有しており、当社の重要事項の決定及び経営の監督に活かしていただけるものと考えています。また、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけること期待できることから、永濱氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

永濱光弘氏は、2015年4月以降、みずほ証券(株)の業務執行に従事していません。当社は同社と取引がありますが、その取引額は同社の純営業収益の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準(15ページ記載)及び、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

(株)クラレ社外監査役、東京建物(株)社外取締役、アズビル(株)社外取締役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

注1：取締役候補者との特別の利害関係について

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2：社外取締役候補者の当社社外取締役に就任してからの年数について

取締役再任候補者の在任年数は、当社社外取締役に就任してから、本総会終結の時までを通算して表記しています。

注3：取締役候補者との責任限定契約について

当社は榎本俊彦、馬田一、望月明美、岩本敏男、藤田能孝の各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において各氏が再任された場合、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

また、永濱光弘氏が取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

注4：委員会の構成について

本議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下を予定しています。

指名委員会	馬田 一（委員長）、藤田能孝、内山俊弘
監査委員会	望月明美（委員長）、藤田能孝、永濱光弘、榎本俊彦
報酬委員会	永濱光弘（委員長）、岩本敏男、市井明俊

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役候補者は、会社として独立性を有すると判断した者、下記の項目に該当しない者としています。

- (1) 当社の前年度連結売上高の2%以上を占める会社（連結ベース）に所属する者、または最近まで所属した者
- (2) 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結会社が占める会社に所属する者、または最近まで所属した者
- (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属する者、または最近まで所属した者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家或いは法律専門家である者、または最近まであった者
- (5) 当社の前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、または最近まで所属した者
- (6) 当社が前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、または最近まで所属した者
- (7) 上記の(1)から(6)のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の2親等内の親族或いは同居の家族（「重要」な者とは、各会社・取引先の役員・上級役職者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士を想定）
- (8) 当社またはその子会社の業務執行者等である者、または最近まであった者の2親等内の親族或いは同居の家族
なお、上記の「最近」とは、当社の取締役改選時より遡って3年未満の期間を指します。

※この内容は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

(<https://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html>)

第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年、2014年及び2017年にそれぞれ開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策を継続しました（2017年6月23日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応策を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、2020年6月2日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、本総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランの一部を変更した上で、下記の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しました。

本プランにおける旧プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ・ 旧プラン導入後における買収防衛策に関する動向等を踏まえ、独立委員会の委員は、独立社外取締役から選任することとしました。本プラン導入時の独立委員会委員の候補者は、別紙2に記載のとおりです。
- ・ 金銭等の経済的利益の交付を目的とした大量買付者（下記2.(2)において定義されます。）による大量買付行為（下記2.(2)において定義されます。）が助長されることを防止するため、本プランにおける対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、非適格者（別紙3第6項において定義されます。）が有する本新株予約権（下記2.(7)において定義されます。）の取得の対価として、金銭等の経済的利益を交付することは想定していない旨を明確化しました。
- ・ 本プランにおける対抗措置の内容について、明確性の観点から、「原則として新株予約権無償割当て」という表現を改め、新株予約権無償割当てに限定しました。
- ・ その他、本プランがより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正しました。

本議案は、本プランの導入について、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

なお、当社は、社外取締役を過半数とする取締役会の構成に移行すべく、本総会の第1号議案において社外取締役5名を含む取締役9名の取締役選任議案を付議しており、いずれの社外取締役候補者についても、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

また、当社取締役会は、現時点において、特定の第三者から本プランの対象となる買付行為を行う旨の提案を受けていません。

記

1. 本プラン導入の目的及び必要性

近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、上場会社に対して、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性は否定できません。

しかしながら、当社が株式の大量の買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、当社グループと当社グループの様々なステークホルダーとの相互関係及び当社グループの使命（全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社グループの企業価値を増大させること）、並びに、中長期的な企業価値向上への取り組み、コーポレートガバナンスに関する取り組み等を踏まえた当社の企業価値と、買付行為の具体的な条件・方法等を踏まえた提案の内容とを、それぞれ十分に理解された上で、提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、短期間では極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様が株式の大量の買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、提案を行った者から一方的に提供される情報のみならず、当社の事業及び当社のような取り組みの内容に精通している当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様が提案を検討するために相当な時間が確保されることも不可欠であると考えています。また、当社は、買付行為の条件・方法について、提案を行った者と交渉するとともに、代替案の提示等を行うべき場合もあり得ることから、そのための時間も確保される必要があると考えています。

そして、わが国では現在も公開買付制度によって、濫用的な株式の大量の買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、原則として市場内での買付行為には適用がなく、また、公開買付制度の適用がある場合でも、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を法的に確保することができず、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられないおそれがあると考えられます。

さらに、当社取締役会は、買付行為後の当社の経営方針等を含め買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを検討した結果として、買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うことを意図したものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものである場合には、買付行為に対して対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

以上の理由から、当社は、株式の大量の買付行為の提案がなされた場合、提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、提案の内容を十分に理解し、適切な判断を行うことができるようにすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるため、本プランを導入します。

このように、本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう買付行為を防止するものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記(2)において定義されます。）が大量買付行為（下記(2)において定義されます。以下同じとします。）を行うに当たり、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従うことを要請するとともに、大量買付ルールに従わない大量買付行為がなされる場合や、大量買付ルールに従った場合であっても一定の場合には、当社取締役会または当社株主総会の決議に基づいて、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権無償割当てを行うものです。本プランに係る手続の流れの概要につきましては、別紙1をご参照ください。また、本プランに関しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの骨子につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.nsk.com/jp/investors/>）に掲載しています。2020年6月2日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」の別紙3をご参照ください。

(2) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する株券等保有割合をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下同じとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(3) 大量買付ルールの設定

ア．意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、大量買付ルールに従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

意向表明書には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(ア)大量買付者の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ)大量買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ)大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等^(注4)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合には、その全てを記載していただきます。）を含みます。）

(エ)大量買付ルールに従う旨の誓約

注4：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。

イ. 本必要情報の提供

上記ア.の意向表明書をご提出いただいた場合には、大量買付者には、以下の手順に従い、当社代表執行役社長宛に、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日^(注5)（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき本必要情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付しますので、大量買付者には、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表執行役社長宛に提供していただきます。

注5：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

なお、大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日から60日（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提供されない場合には、その時点で当社取締役会は、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ.記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。但し、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大量買付行為の内容及び態様等、本必要情報の提供状況等を考慮して合理的に必要なであると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。他方、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として十分であり、本必要情報の提供が完了したと合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ.記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。また、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大量買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

以下の各項目に関する情報は、原則として、本必要情報リストの一部に含まれるものとしませんが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に定めるものとします。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。なお、当社取締役会は、大量買付者が本必要情報リストに含まれる情報の一部を提供することができないことのみをもって、直ちに対抗措置を発動するものではありませんが、情報不提供の程度及び理由によっては、大量買付ルールを遵守しない場合（下記(4)イ、参照）に該当すると判断して、対抗措置を発動することがあります。

- ① 大量買付者及びそのグループ会社等（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（大量買付行為の買付対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為の買付対価の算定根拠及びその支払いのための資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その種類、相手方、対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の内容
- ⑤ 純投資または政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為完了後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑥ 支配権取得または経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為完了後に予定している当社及び当社グループ会社に係る経営者候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- ⑦ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合、または大量買付行為完了後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑧ 当社及び当社グループ会社の顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑨ 大量買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

なお、当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報（本必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大量買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。）が、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

ウ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供完了後または情報提供要請期間満了後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最長90日間（その他の大量買付行為の場合）（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見を取りまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役全員（但し、法令上決議に参加できない取締役及びやむを得ない事由（取締役の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合）に限ります。）により当該取締役会決議に参加できない取締役を除きます。以下同じとします。）が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間（初日不算入）延長できるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長することを決議した場合には、速やかに、延長が必要とされる理由及び延長する期間を大量買付者に対して通知するとともに、公表します。

取締役会評価期間は、当社取締役会が、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付者による本必要情報の提供が完了した旨決議した日または情報提供要請期間が満了した日の翌日から開始します。当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した旨決議した場合または情報提供要請期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表します。大量買付行為は、取締役会評価期間満了後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置の発動

ア. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、当社取締役会は、当該大量買付行為が次のいずれかの類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の取得を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- ⑤ 大量買付者の提案する買収の方法が、強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株式の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定しもしくは明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

イ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。

但し、当社取締役会が、大量買付者による大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

(5) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(4)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。但し、当社取締役会は、当該株主総会において株主の皆様にご判断いただくための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、当該株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び当該株主総会の開催の延期もしくは中止をすることができるものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会の終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。なお、大量買付者が株主総会の終結の時までに大量買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

上記にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様のお一人お一人のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を発動することが適切ではないと合理的に判断する場合には、株主総会を開催しないことができるものとします。この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動しません。

(6) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

ア. 独立委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会が別途定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独

立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、独立社外取締役の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、本プラン導入時の独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴は、別紙2及び本招集ご通知10ページから14ページをご参照ください。また、独立委員会規則の概要につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.nsk.com/jp/investors/>) に掲載しています、2020年6月2日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」の別紙4をご参照ください。

イ. 対抗措置の発動手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響、並びに、対抗措置の相当性等を評価、検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ. 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(7) 対抗措置の内容

当社は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権無償割当てを行います。かかる新株予約権無償割当てに係る新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙3に記載のとおりとします。

(8) 対抗措置の発動の中止または撤回について

当社取締役会または当社株主総会において対抗措置の発動が決議された後、① 大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、② 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①または②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

但し、本新株予約権の無償割当ての割当期日(別紙3第1項において定義されます。以下同じとします。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買が行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止または撤回されないものとします。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会または当社株主総会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が新株予約権無償割当ての方法により割り当てられます。株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

なお、当社は、上記2.(8)に記載のとおり、当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがあります

が、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されることはありません。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります（但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができると定めた場合において、当社が取得の手続を取り、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様へ当社普通株式を交付する場合を除きます。）。

4. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主の皆様が非適格者（別紙3第6項において定義されます。以下同じとします。）でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数の当社普通株式の発行を受けることとなります。

(3) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付した本新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社が所定の手続を取れば、取得の対象とされた本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

(4) その他

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会の決議が行われた後、当社取締役会から株主の皆様に対して公表または通知しますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの適用開始と有効期間

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（2023年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、法令の新設または改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正することができるものとします。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月1日改訂）の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 本プランが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大量買付行為の提案に応じるか否か、あるいは対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本プランの導入に関する議案を諮り、かかる議案が承認されることを条件として、本プランを導入することを決議しています。

また、当社取締役会が大量買付行為に対して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催し、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

さらに、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 対抗措置の発動における取締役会による判断が恣意的に行われなことを担保するための仕組みの確保

ア. 独立委員会の設置

当社は、本プランにおいて、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしています。これにより、当社取締役会による本プランの運用及び対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

イ. 取締役会における全会一致の決議

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととされており、対抗措置の発動における当社取締役会による判断が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

ウ. ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めたガイドラインを制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

(5) 合理的かつ客観的な対抗措置の発動要件の設定

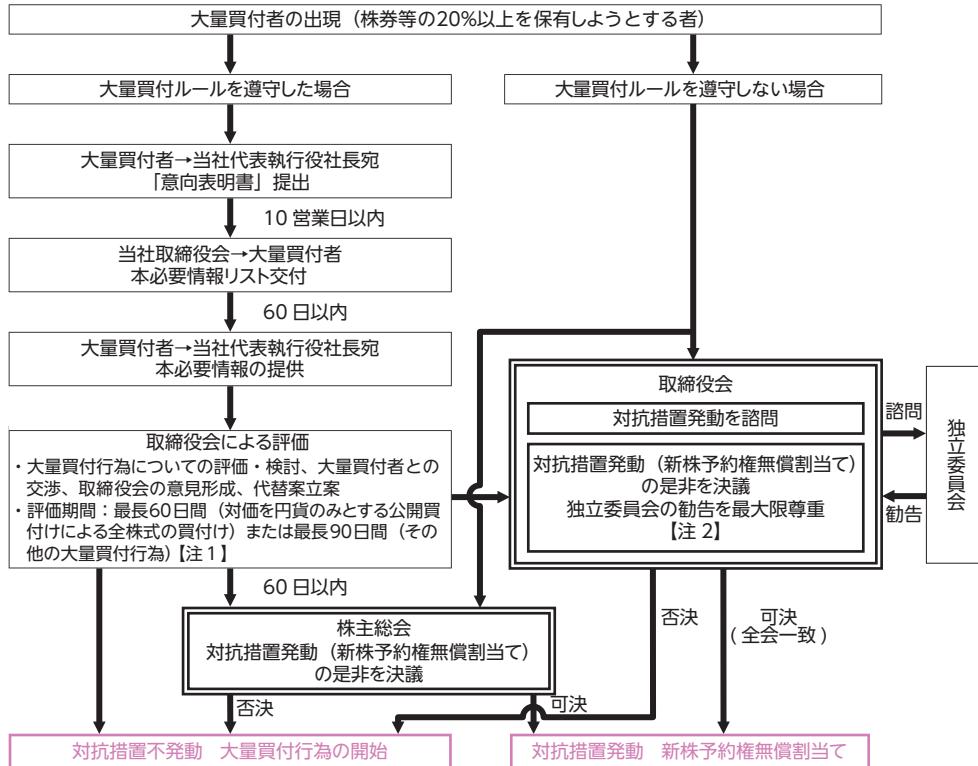
本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。なお、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合、または、大量買付者による大量買付行為が上記2.(4)ア.の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合に限定されています。

(6) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の決議によりいつでも廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており（当社定款第21条第1項）、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

本プランに係る手続の流れの概要



【注1】 但し、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります（延長は一度に限ります。）。

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が2.(4)ア.記載の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く当社取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しています。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにとずぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴

独立委員会委員の候補者は、以下の5名を予定しております。いずれの候補者も、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役候補者です。

【氏名】 馬田 一 (ばだ はじめ)

【氏名】 望月 明美 (もちづき あけみ)

【氏名】 岩本 敏男 (いわもと としお)

【氏名】 藤田 能孝 (ふじた よしたか)

【氏名】 永濱 光弘 (ながはま みつひろ)

※各氏の略歴につきましては、本招集ご通知10ページから14ページをご参照ください。

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当対象株主及びその発行条件

当社取締役会または当社株主総会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで本新株予約権を割り当てるものとします。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。当社取締役会または当社株主総会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会または当社株主総会が別途定める額とします。

5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者^(注1)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者^(注2)、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者^(注3)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

7. 当社による本新株予約権の取得の条件

当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的利益を交付することは想定しておりません。本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

8. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

注1：当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2：公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以上

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

▼ 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

〔1〕 事業の経過及びその成果

当社グループは、「次の成長に向けた事業基盤の強化」を目標に、第6次中期経営計画(2019年度から2021年度)をスタートさせました。安全・品質・コンプライアンス・環境を当社グループのコアバリューとした上で、第5次中期経営計画(2016年度から2018年度)で据えた「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーションへのチャレンジ(あたらしい価値の創造)」の2つの方針を継続し、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献の3つの経営課題に取り組んでいます。

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱問題への懸念、中東情勢の緊迫化など先行きに不透明感が漂う中で低調に推移しました。

日本は主に中国向けの輸出が低迷し、米国では年度後半にかけて製造業を中心に景況感が悪化しました。欧州は自動車産業を中心とした製造業の低迷により景気が減速しました。中国は米中貿易摩擦の影響で外需及び内需が減少し、自動車市場の低迷も継続しました。加えて年度終盤においては、新型コロナウイルスの感染が中国を中心に世界中に拡大し、各国の経済活動に大きな影響を与えるなど景気の先行きは一層不透明なものとなりました。

このような経済環境下、当連結会計年度の売上高は8,310億円と前期に比べて16.2%の減収となりました。営業利益は236億円(前期比△70.2%)、税引前利益は240億円(前期比△69.6%)、親会社の所有者に帰属する当期利益は174億円と前期に比べて68.8%の減益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりです。

セグメント別の概況 (IFRSベース)

産業機械事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

2,325 億円
(前期比13.9% ▼)

営業利益

141 億円
(前期比57.1% ▼)



①産業機械事業

産業機械事業は、米中貿易摩擦を背景にグローバルで設備投資に対する慎重な動きが続いたことや、スマートフォン及び自動車市場が低調に推移したこと、さらには新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により各地域で経済活動が停滞した影響により、対前期比で減収となりました。

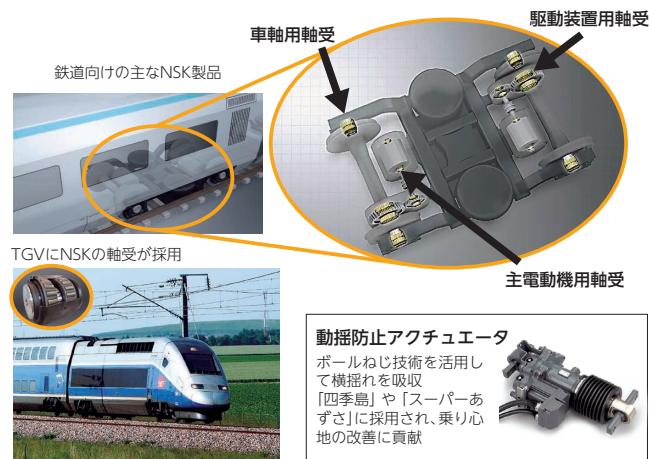
地域別では、日本は工作機械向けを中心に需要が低迷しました。米州ではアフターマーケット向けの販売は増加しましたが、電機向けの減少により減収となりました。欧州は電機や一般産業機械向けの販売が減少し減収となりました。中国では風力発電や鉄道向けの販売が伸びた一方で、電機及び工作機械向けの需要が低迷したため売上が減少しました。その他アジアでは、韓国、台湾でアフターマーケット向けや工作機械向けを中心に減収となりました。

この結果、産業機械事業の売上高は2,325億円(前期比△13.9%)、営業利益は141億円(前期比△57.1%)となりました。

〈ご参考〉

世界中の鉄道の「安全、快適、高速、省エネ」を支えています

NSKの軸受は業界で唯一、1964年開業以来、全ての新幹線に採用されています。その高い信頼性が評価され、世界中の鉄道で採用され、今日も活躍しています。





自動車事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

5,738億円
(前期比16.8% ↓)

営業利益

98億円
(前期比78.2% ↓)

〈ご参考〉

②自動車事業

自動車事業は、中国や欧州を中心にグローバルで自動車市場が低迷したことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い自動車生産台数が減少するなど、事業環境は総じて厳しいものとなりました。また、モデルチェンジの影響による電動パワーステアリング(EPS)の減少があり、対前期比で減収となりました。

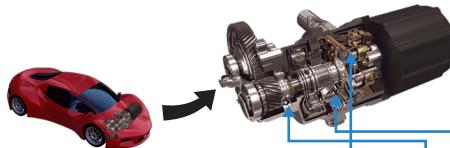
地域別では、日本はオートマチックトランスミッション(AT)関連製品が主に中国自動車市場の減速影響を受けたことや、EPSの減少によって減収となりました。米州ではAT関連製品が拡販により増加しましたが、EPSの減少により対前年比減収となりました。欧州及び中国では低調な自動車市場が新型コロナウイルスの影響で更に悪化し、減収となりました。特に中国の自動車販売台数は対前年割れが続いていることに加え、年度末にかけて経済が停滞するなど厳しい事業環境となりました。その他アジアもインドなどで市場が低迷し、売上が減少しました。

この結果、自動車事業の売上高は5,738億円(前期比△16.8%)、営業利益は98億円(前期比△78.2%)となりました。

電気自動車(EV)の高性能化に貢献する製品を開発しました

NSKが考える“あたらしい”EV用パワートレイン[シームレス2スピードeアクスル]は、EVの航続距離を7%伸ばすとともに、滑らかな加速と最高速を両立します。

シームレス2スピードeアクスル



1. 小型・軽量化

トラクションドライブ減速機と高速モータを組合すことで、30%小型・軽量化
トラクションドライブ減速機+高速モータ



モータの高速回転に対応する
トラクションドライブ減速機

2. 動力伝達効率向上

モータの力を滑らかに伝達するため、高度な電子制御デバイス技術を活用



滑らかな変速を可能にする
トルクセンサ
二段変速を可能にする
電動シフト
アクチュエータ

〔2〕設備投資の状況

当社グループは、事業の成長、競争力の向上、新技術への開発投資を戦略的に行うことを基本方針としております。

当連結会計年度では、米中貿易摩擦などを背景に世界経済が低調に推移する中、当社のコアバリューである安全・品質・コンプライアンス・環境への投資を中心に、必要性の高い生産性向上案件や設備増強案件、また働き方改革を進めるためのICT案件などに対し、549億円(前期比△262億円)の設備投資を行いました。

セグメント別では産業機械事業は、生産性向上や設備更新などに186億円(前期比△30億円)の投資を行いました。

自動車事業は、生産性向上及び設備更新に加え、新技術・新製品開発などに332億円(前期比△217億円)の投資を行いました。

(単位:億円)

セグメント	2020年3月期 設備投資額
産業機械事業	186
自動車事業	332
その他	31
合計	549

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入を充当しました。また、借入金返済に充当するため、2019年9月に国内無担保普通社債300億円を発行しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、前期末に比べて44億円増加し、2,792億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中東情勢の緊迫化など、絶え間ない変化にさらされています。更に、頻発する自然災害や世界的な感染症拡大など、予測困難な事象が世界経済に大きな影響を与えています。一方、産業全般における技術革新は急激に進み、AIやIoTの開発および実用化、自動車産業における電動化・自動化など、企業として取り組むべき課題は拡大を続けています。加えて、気候変動への対応を含む企業の社会的責任は広がりを見せ、経営環境は急速に変化してきました。

こうした変化の中においても、当社グループは、MOTION & CONTROLを通じた社会への価値提供を続けていくために、2026年に中長期的な持続的成長を可能にする企業基盤を確立することを目指していきます。その達成に向けて2019年度から2021年度までの3カ年を第6次中期経営計画としてスタートさせました。

第6次中期経営計画として掲げる目標は、「次の成長に向けた事業基盤の強化」です。安全・品質・コンプライアンスそして環境を当社グループのコアバリューとした上で、第5次中期経営計画で据えた「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーションへのチャレンジ(あたらしい価値の創造)」の2つの方針を継続し、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献の3つの経営課題に取り組んでいきます。

3つの経営課題と取り組み内容は以下のとおりです。

1. 成長への新たな仕掛けとして、

- ・IoT、電動化、自動化、環境の成長セグメントでNSKコア製品を伸ばします。
- ・成長セグメントへの新製品の市場化による成長を目指します。
- ・EPSビジネスは製品ラインナップを充実させ再成長を目指します。

2. 経営資源の強化として、

- ・教育体系の再構築や働き方改革、健康経営の促進、ダイバーシティ&インクルージョンの推進によってヒトづくりを進化させます。
- ・IoTの活用によってモノづくりを進化させます。
- ・NSKコア技術の徹底追求やオープンイノベーションの更なる活用によって技術開発を進化させます。

3. 環境・社会への貢献として、

- ・事業活動や環境貢献型の製品開発によるCO₂排出量の削減及び資源の有効活用を目指します。
- ・市場、お客様へ安全・安心を与える品質づくりと安全文化づくりを目指します。
- ・社会から信頼され、働きがいのある会社づくりを目指します。
- ・グループガバナンスを強化しステークホルダーとの対話を深めていきます。

当社グループは、以上の取り組みによってたゆまぬ成長を目指すとともに、将来にわたって、企業理念に基づいた企業活動とMOTION & CONTROLの進化を通じ、社会的課題の解決と社会の持続的発展へ貢献し続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

【国際会計基準(IFRS)】

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	949,170百万円	1,020,338百万円	991,365百万円	831,034百万円
営業利益	65,341百万円	97,875百万円	79,279百万円	23,604百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	45,560百万円	69,312百万円	55,809百万円	17,412百万円
資本合計	485,011百万円	561,014百万円	560,400百万円	526,518百万円
資産合計	1,043,955百万円	1,092,310百万円	1,086,456百万円	1,029,884百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	873.11円	1,016.30円	1,048.18円	987.01円
基本的1株当たり当期利益	86.08円	131.16円	107.46円	34.00円
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	9.9%	13.9%	10.4%	3.3%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。
 3. 「1株当たり親会社所有者帰属持分」は期末の株式数、「基本的1株当たり当期利益」は期中の平均株式数により算出しています。

売上高

(単位:億円)



営業利益

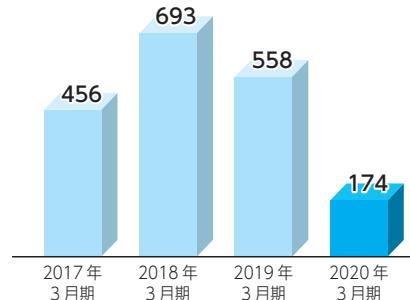
営業利益率 (単位:%)

(単位:億円)



親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位:億円)



〔6〕 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	100.0%	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千リアル	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	90,364千ユーロ	100.0%	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,987,047千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	(注) 3 63.3% (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	自動車軸受等の製造
NSK韓国社	53,892百万ウォン	100.0%	自動車軸受等の製造・販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てています。

2. 上記9社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択しました。

3. () 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社NSK中国社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでいます。

〔7〕 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、産業機械事業、自動車事業等を行っています。産業機械事業については、一般産業向けの軸受、精密機器関連製品の製造・販売を行っています。自動車事業については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品及びステアリング等の製造・販売を行っています。

事業	主要製品
産業機械	玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受、ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、玉軸受、自動変速機用部品、ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備等

〔8〕 主要拠点 (2020年3月31日現在)

〈主要販売拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	東北支社	宮城県仙台市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		兵庫支社	兵庫県姫路市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
		中部日本自動車部	愛知県豊田市
中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市		
西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市		
米 州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.	
	NSKベアリング・メキシコ社	Silao Guanajuato, Mexico	
	NSKブラジル社	Suzano, Brazil	
欧 州	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.	
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany	
	NSKフランス社	Guyancourt, France	
	NSKイタリア社	Milano, Italy	
	NSKポーランド社	Kielce, Poland	
アジア	NSK中国社	中国 昆山市	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
	ラネーNSKステアリングシステムズ社	Tamil Nadu, India	
	NSK韓国社	韓国 ソウル市	

〈主要生産拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		高崎工場／榛名工場	群馬県高崎市
	日本精工九州株式会社	福岡県うきは市	
	井上軸受工業株式会社	大阪府富田林市	
	NSKステアリングシステムズ株式会社	群馬県前橋市	
	NSKマイクロプレジジョン株式会社	神奈川県藤沢市	
NSKワナー株式会社	静岡県袋井市		
株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市		
NSKマシナリー株式会社	埼玉県久喜市		
米 州	NSKコーポレーション社	Indiana, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Tennessee, U.S.A.	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング・メキシコ社	Silao Guanajuato, Mexico	
欧 州	NSKブラジル社	Suzano, Brazil	
	NSKベアリング・ヨーロッパ社	Durham, U.K.	
	NSKベアリング・ポーランド社	Kielce, Poland	
	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社	Walbrzych, Poland	
アジア	NSK昆山社	中国 昆山市	
	NSKステアリングシステムズ杭州社	中国 杭州市	
	NSKベアリング・インドネシア社	Bekasi, Indonesia	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
	ラネーNSKステアリングシステムズ社	Haryana, India	
NSK韓国社	韓国 昌原市		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

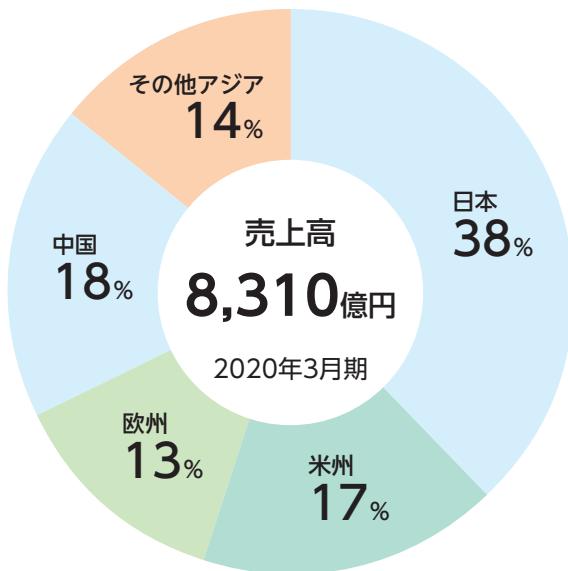
監査報告

ご参考

NSKグループのグローバル展開<ご参考>



<顧客地域別売上高>



	販売拠点	生産拠点	R&D
日本	31	20	7
アメリカ	9	7	1
カナダ	2		
メキシコ	1	2	
ブラジル	5	1	1
ペルー	1		
アルゼンチン	1		
米州	19	10	2
イギリス	2	4	1
ドイツ	2	1	1
フランス	1		
イタリア	1		
オランダ	1		
スペイン	1		
ポーランド	3	4	1
ロシア	1		
トルコ	1		
アラブ首長国連邦	1		
南アフリカ	1		
欧州	15	9	3
中国	18	11	1
台湾	3		
シンガポール	2		
インドネシア	2	3	
タイ	5	2	1
マレーシア	4	2	
ベトナム	2		
オーストラリア	4		
ニューージーランド	1		
インド	10	5	1
韓国	2	2	1
その他アジア	35	14	3
合計	118	64	16

(2020年3月31日現在)

〔9〕 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	6,677名 (537名)	201名減 (59名減)
自動車	20,868名 (2,605名)	613名減 (965名減)
全社(共通)・その他	3,202名 (400名)	77名増 (9名増)
合計	30,747名 (3,542名)	737名減 (1,015名減)

- (注) 1. 従業員数は当社及び連結子会社の就業人員です。
 2. ()内は直接雇用の臨時従業員数であり、当社及び連結子会社の年間の平均人員を外数で記載しています。

〔10〕 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	46,163百万円
株式会社三菱UFJ銀行	27,816百万円
株式会社横浜銀行	15,190百万円
明治安田生命保険相互会社	13,500百万円
日本生命保険相互会社	13,000百万円
富国生命保険相互会社	8,500百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
 2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

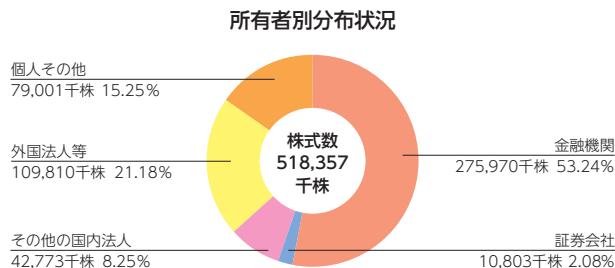
2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 518,357,142株 (自己株式32,910,962株を除く)
 (3) 株主数 47,268名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	48,828千株	9.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	31,155千株	6.01%
明治安田生命保険相互会社	27,626千株	5.33%
日本生命保険相互会社	27,543千株	5.31%
富国生命保険相互会社	22,400千株	4.32%
株式会社みずほ銀行	18,211千株	3.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	2.07%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.93%
日本精工取引先持株会	8,712千株	1.68%
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	7,838千株	1.51%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は自己株式 (32,910,962株) を控除して計算しています。
 3. 自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式5,733,708株を含めていません。

株主分布状況<ご参考>



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		2015年8月21日 ～2025年7月29日	
付 与 対 象 者 区 分	取 締 役 (社外取締役を除く)	7名	1,350個
	社 外 取 締 役	1名	80個
	執 行 役	20名	1,640個
目的となる株式の種類		普通株式	
目的となる株式の数		307,000株	
新株予約権の発行価額		払込みを要しない	
1株当たりの行使価額		1,806円	

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会にて決議したものです。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。
3. 執行役を兼務する取締役については、取締役として記載しています。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

① 取締役の兼職状況等

氏名	担当及び重要な兼職の状況
内山俊弘	指名委員会委員
野上宰門	
鈴木茂幸	
神尾泰宏	
市井明俊	報酬委員会委員
後藤伸夫	
榎本俊彦	監査委員会委員
池田輝彦	報酬委員会委員長、監査委員会委員、みずほ信託銀行株式会社 顧問
馬田一	指名委員会委員長、JFEホールディングス株式会社 名誉顧問、三井化学株式会社 社外取締役、アサガミ株式会社 社外監査役
望月明美	監査委員会委員長、明星監査法人社員、株式会社ツムラ 社外取締役
岩本敏男	報酬委員会委員、株式会社NTTデータ 相談役、株式会社IHI 社外監査役
藤田能孝	指名委員会委員、株式会社村田製作所 常任顧問

- (注) 1. 池田輝彦、馬田一、望月明美、岩本敏男、藤田能孝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 池田輝彦、馬田一、望月明美、岩本敏男、藤田能孝の各氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は本招集ご通知15ページに記載しています。
3. 監査委員会委員長 望月明美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、監査委員会の機能を有効かつ効率的なものとするため、社内取締役の榎本俊彦氏を常勤の監査委員としています。常勤の監査委員は、その職務として監査業務の執行、重要会議等への出席、執行部門からの情報収集並びに経営監査部に対する指示・監督等を担い、これらの情報を監査委員全員で共有しています。
5. 取締役 釜和明、古川康信の両氏は、2019年6月25日付をもって退任しました。

②責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

(2) 執行役の氏名等(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	内 山 俊 弘	C E O
代表執行役副社長	野 上 宰 門	C F O
代表執行役専務	鈴 木 茂 幸	自動車事業本部長
代表執行役専務	神 尾 泰 宏	産業機械事業本部長
代表執行役専務	市 井 明 俊	管理担当、経営企画本部長、アジア担当、IR室担当
執行役専務	麓 正 忠	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部長
執行役専務	後 藤 伸 夫	技術担当、品質保証担当、技術開発本部長
執行役常務	井 上 浩 二	人材マネジメント本部長、NSK人事サービス株式会社取締役社長、NSKフレンドリーサービス株式会社取締役社長
執行役常務	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車技術総合開発センター所長
執行役常務	エイドリアン・ ブ ラ ウ ン	財務本部長、欧米担当
執行役常務	小 林 克 視	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長、NSKステアリングシステムズ株式会社取締役社長
執行役常務	篠 本 正 美	生産担当、生産本部長、調達本部長
執行役常務	織 戸 宏 昌	中国総代表、NSK中国社社長
執行役常務	山 名 賢 一	アセアン総支配人
執行役常務	吉 清 知 之	自動車事業本部パワートレイン本部長
執行役常務	三田村 宣 晶	技術開発本部コア技術研究開発センター所長
執行役常務	新 子 右 矢	産業機械事業本部営業本部長
執行役常務	御地合 英 季	自動車事業本部自動車営業本部長、 自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執行役常務	明 石 邦 彦	品質保証本部長
執行役	高 山 優	自動車事業本部パワートレイン本部石部工場長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役	伊集院 誠 司	産業機械事業本部産業機械技術総合センター所長
執 行 役	山之内 敬	生産本部副本部長
執 行 役	石 川 進	産業機械事業本部副本部長
執 行 役	郁 国 平	中国副総代表
執 行 役	阿知波 博 也	技術開発本部CMS開発センター所長
執 行 役	鈴 木 啓 太	財務本部副本部長、経営企画本部副本部長
執 行 役	近 江 勇 人	自動車事業本部自動車技術総合開発センター副所長
執 行 役	村 田 珠 美	CSR本部長
執 行 役	継 本 浩 之	ICT本部長
執 行 役	ラ リ ー ・ ヘ イ グ ッ ド	米州総支配人、NSKアメリカズ社社長
執 行 役	ジャン-シャルル・ サ ン チ ェ ス	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長
執 行 役	田 所 久 和	産業機械事業本部藤沢工場長
執 行 役	大 竹 成 人	自動車事業本部自動車技術総合開発センター ステアリング&アクチュエータ技術センター副所長、 自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長
執 行 役	武 村 浩 道	自動車事業本部パワートレイン本部ニードル軸受事業部長
執 行 役	早 田 龍 史	産業機械事業本部副本部長
執 行 役	ウルリッヒ・ ナ ス	欧州総支配人

(注) 内山俊弘、野上宰門、鈴木茂幸、神尾泰宏、市井明俊、後藤伸夫の各氏は、取締役を兼務しています。

<ご参考>

本年4月1日以降の執行役は以下の通りです。

執行役の氏名等 (2020年4月1日以降)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	内 山 俊 弘	C E O
代表執行役副社長	野 上 宰 門	C F O
代表執行役専務	市 井 明 俊	管理担当、経営企画本部長、欧米担当、IR室担当
執行役専務	麓 正 忠	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部長
執行役専務	後 藤 伸 夫	技術・品質保証担当、技術開発本部長
執行役専務	吉 清 知 之	産業機械事業本部長
執行役専務	御地合 英 季	自動車事業本部長、自動車事業本部自動車営業本部長
執行役常務	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車技術総合開発センター所長
執行役常務	山 名 賢 一	アセアン総支配人
執行役常務	三田村 宣 晶	技術開発本部コア技術研究開発センター所長
執行役常務	新 子 右 矢	産業機械事業本部営業本部長
執行役常務	明 石 邦 彦	品質保証本部長
執行役常務	高 山 優	生産本部長、調達本部長
執行役常務	郁 国 平	中国総代表
執行役常務	鈴 木 啓 太	財務本部長、アジア担当
執行役	伊集院 誠 司	産業機械事業本部産業機械技術総合センター所長
執行役	石 川 進	産業機械事業本部副本部長
執行役	阿知波 博 也	技術開発本部CMS開発センター所長
執行役	近 江 勇 人	自動車事業本部自動車技術総合開発センター副所長
執行役	村 田 珠 美	CSR本部長
執行役	継 本 浩 之	ICT本部長
執行役	ジャン-シャルル・ サンチェス	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役	田 所 久 和	産業機械事業本部藤沢工場長
執 行 役	大 竹 成 人	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長
執 行 役	武 村 浩 道	自動車事業本部パワートレイン本部ニードル軸受事業部長
執 行 役	早 田 龍 史	産業機械事業本部副本部長
執 行 役	ウルリッヒ・ ナス	欧州総支配人
執 行 役	尾 崎 美千生	自動車事業本部パワートレイン本部長
執 行 役	鬼 頭 雅 人	自動車事業本部自動車営業本部副本部長、 自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執 行 役	泉 水 夏 樹	技術開発本部生産技術センター所長、生産本部副本部長
執 行 役	岡 秀 典	人材マネジメント本部長
執 行 役	ブライアン・ パーソンズ	米州総支配人
執 行 役	宮 田 慎 司	自動車事業本部自動車技術総合開発センターステアリング&アクチュエータ 技術センター副所長
執 行 役	村 山 玄	経営企画本部副本部長

(注) 内山俊弘、野上宰門、市井明俊、後藤伸夫の各氏は、取締役を兼務しています。

なお、後藤伸夫氏は2020年6月30日（第159期定時株主総会の会日）付で、取締役を退任する予定です。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額(2020年3月31日現在)

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

指名委員会等設置会社である当社では、役員報酬の体系及びその水準、個人別の報酬等について、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において、外部専門家のアドバイス、他社の水準や動向などに関する客観的な情報を参考に決定します。

当社の役員報酬は、「執行役としての報酬」と「取締役としての報酬」を別々に決定し、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給します。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての株式報酬は支給しません。

(イ) 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬からなり、基本報酬と業績連動報酬の割合は、概ね4:6を標準としています。

i. 基本報酬

基本報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 業績連動報酬

業績連動報酬は短期業績連動報酬と中長期業績連動型株式報酬で構成されます。

① 短期業績連動報酬

収益力の強化、株主資本の効率化、企業価値向上などの経営目標に整合する指標として、営業利益率、ROE、キャッシュ・フロー及びCO₂排出量削減、安全及び品質向上等のESGに関する課題の目標達成度を指標として用い、短期業績連動報酬の額を決定します。更に、個人別の報酬額は、担当する職務の業績達成度等を勘案して支給します。

② 中長期業績連動型株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高め、株主との利害の共有を図り、執行役の報酬と中長期的な株式価値との連動性を更に強化することを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した業績連動型株式報酬制度を導入しています。

当制度は、当社株式の株主総利回り(TSR)の相対評価(TOPIXの成長率との比較)に応じて3年毎にポイントを確認し、退任時に当社株式を給付するものです。但し、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとします。

(ロ) 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と変動報酬である株式報酬からなります。

i. 基本報酬

基本報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定し

ます。

ii. 株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を一層高め、株主との利害の共有を図ることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入しています。当制度は、社外取締役、社内取締役の別に応じて、事業年度毎に予め付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付するものです。但し、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を支給するものとします。

なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての株式報酬は支給しません。

ii) その他

子会社、関連会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めます。

② 取締役及び執行役の報酬等の額

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりです。

	報酬等の総額	基本報酬		短期業績連動報酬		株式報酬	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
取締役（社内）	72百万円	7名	65百万円	—	—	1名	7百万円
取締役（社外）	77百万円	7名	61百万円	—	—	7名	15百万円
執行役	1,447百万円	33名	1,058百万円	31名	110百万円	36名	279百万円

- (注) 1. 取締役(社内)の報酬(株式報酬除く)には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれています。
 2. 業績連動報酬の額は、2020年3月期の業績に基づいた2020年7月1日の支払い予定額です。
 また、2019年3月期の業績に基づいた2019年7月1日の支払額は410百万円です。
 3. 株式報酬の額は、当事業年度費用計上額を記載しています。
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。

(4) 社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書49ページ記載の「〔1〕取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。各氏は、本招集ご通知15ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしています。

なお、当社と各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

②社外取締役の主な活動状況と役割

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況と役割
池田輝彦	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (15回/15回) 報酬委員会100% (5回/5回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、報酬委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、適宜取締役会への報告を行っているほか、監査委員会においては積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。
馬田一	取締役会 90% (9回/10回) 指名委員会100% (8回/8回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、指名委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、適宜取締役会への報告を行っています。
望月明美	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (15回/15回)	公認会計士としての幅広い経験と専門的見地から、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、監査委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、適宜取締役会への報告を行っています。
岩本敏男	取締役会 100% (7回/7回) 報酬委員会100% (4回/4回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、報酬委員会においては積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。
藤田能孝	取締役会 100% (7回/7回) 指名委員会100% (7回/7回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、指名委員会においては積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。

(注) 取締役会、委員会への出席状況は2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)中に開催された取締役会、委員会への出席状況を表しています。2019年6月25日(第158期定時株主総会の会日)付で、岩本敏男氏は取締役及び報酬委員会委員に、藤田能孝氏は取締役及び指名委員会委員にそれぞれ就任したため、出席対象となる取締役会、委員会の回数が他の取締役と異なります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	192百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	213百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し、対価を支払っています。
 4. 当社の重要な子会社のうち、NSK韓国社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法、あるいはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
 5. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、執行役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬額の見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6 会社の体制及び方針

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容(基本方針)及びその運用状況の概要は下記のとおりです。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築します。

また、当社グループの経営及び業務についての各種規程に則り、当社グループの各部門よりその業務に係る事項、または子会社の取締役等より職務の執行に係る事項について、定期的、或いは随時報告を受けます。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとします。

なお、監査委員会が必要と認めたときは、監査委員の指揮の下でその業務を経営監査部に行わせることができることとします。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」に定めたグループガバナンスの基本的枠組みに則り、グループ全体で整合の取れた事業運営を行っています。NSKグループの各部門は、グループ経営及び業務に関する各種規程に従い、執行状況等の報告を行っています。また、コーポレートガバナンスに関する社会的関心の高まりや法改正、当社グループの経営上の必要に応じた各種社内規程の充実に取り組んでいます。

監査委員会は監査計画に基づき、経営監査部と連携して業務執行部門の重要な経営課題・施策への取り組み状況の監査及び国内外各拠点への事業所監査・視察等を行っています。

② 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方、コンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項(組織、研修体制、内部通報制度等)を定めます。

また、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止します。特に国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、違反行為をより実効的に防止します。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制を強化するための活動を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、同委員会の策定した方針に基づき施策を実施する専任組織を置きます。この専任組織は、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動等の諸施策を実施するとともにその状況を監視し、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上その他コンプライアンスの強化推進を継続的に図ります。

さらに、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備及び運用を財務本部が、その評価を経営監査部が担い、財務報告の信頼性を確保するための合理的な保証を得られる体制を確保します。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じず、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とします。

[運用状況の概要]

「コーポレートガバナンス規則」、「コンプライアンス規則」等に定めたコンプライアンス体制（組織、研修体制、内部通報制度等）の下、違法行為を実効的に防止するために必要な下位規程の整備、国内外のグループへのコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンス強化施策の展開に継続的に取り組んでいます。

また、当社CEOが「コンプライアンス重視」「風通しの良い職場づくり」「仕事の絶えざる改善・改革」を定期的に訴えると共に、「NSK企業理念の日」（7月26日）には、各組織のトップもコンプライアンスメッセージを発信する等、更なる意識醸成に努めています。加えて、コンプライアンス意識の浸透度と問題点や改善課題の把握等のため、当社グループの役員・従業員を対象として意識調査を継続実施しています。

財務報告については、財務本部が整備・運用を担い、経営監査部がその評価を行うことで信頼性を確保しています。

③ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めます。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」等に定められた経営の枠組みに基づいて、当社執行役及び子会社の取締役等の職務分掌を明確化し運用することで重複のない効率的な経営を支えています。そこでの意思決定についても重要性に応

じ決定機関を定め、効率的な業務遂行につなげています。

経営の方針と目標を中期経営計画に定めて運用しており、当期はその初年度として成果と反省、課題の総括を行いました。

④ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本方針]

当社は、「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にします。

また、経営監査部が各部門のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取り締役に報告します。

[運用状況の概要]

「リスク管理規則」に定めたリスク管理体制に基づき、技術の変化、自然災害・感染症の発生、地域情勢の変化をはじめとするリスクを網羅的に把握し、定期的、或いは即時に報告がなされる体制を整備し、リスクを回避・軽減するための措置を講じています。

経営監査部は、各拠点や地域の内部監査部門と連携し、重要なリスクを識別・評価し、各拠点からのリスク報告や実地監査等により、リスク管理状況のモニタリングを行い、その結果を監査委員会に報告しています。

⑤ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

当社は、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「NSKグループ経営規則」、「文書等の保存・管理規則」及び「NSKグループ情報セキュリティ管理基準」に定めます。

また、当社執行役及び子会社の取締役等は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとします。

[運用状況の概要]

情報の保存・セキュリティに関するグループ規程体系を整備し、それに基づき、職務の執行に係る情報を保存・管理しています。

個人情報の保護や機密情報の保全に係るセキュリティについては、専任組織が法令及び公的な標準等に準拠した運用体制の整備や教育活動等を通じて、継続的に対策の充実にあたっています。

⑥ 監査委員会の職務の執行に必要な事項

[基本方針]

(イ) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部とします。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または

兼務にて監査委員会の職務を補助することとします。

- (ロ) 経営監査部の執行役からの独立性及び経営監査部に対する指示の実効性の確保に関する事項
経営監査部はCEO直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織とします。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために経営監査部長または所属の使用人に対し、直接指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとします。

- (ハ) 監査委員会への報告に関する当社グループの体制

当社は、当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、監査委員会が必要と認める事項につき報告する体制を構築します。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとします。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、監査委員を出席させることができることとします。また、執行役は当社グループにおける内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告します。

上記に定められた内容または手段による報告のほか、当社グループの取締役、執行役、使用人及び監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告を行うことができることとします。

なお、当社は、報告の形式を問わず、監査委員会に報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、当社グループ内にその旨を周知します。

- (ニ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、CEO、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査に係る年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとします。さらに、独自に顧問弁護士に委任し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとします。

なお、監査委員の職務の執行に関して生ずる費用について、当社はその請求に基づき、所定の方法に従って、適正かつ速やかにその処理を行います。

[運用状況の概要]

監査委員会は、委員会の監査の方針及び年度の監査計画を作成し、日常的監査活動を行うとともに、その補助機関である経営監査部と連携の上、組織的監査を実施しています。

また、CEO、CFO及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、経営監査部が実施する内部監査(財務報告に係る内部統制の評価を含む)の計画内容、実施状況及びその結果について報告を受け、必要と認めた場合には変更・改善の指示を行っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大量の買付行為の中には、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として強行されるものもあり得ます。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、MOTION & CONTROLを通じた社会への価値提供を続けていくために、2026年に中長期的な持続的成長を可能にする企業基盤を確立することを目指していきます。その達成に向けて2019年度から2021年度までの3ヵ年を第6次中期経営計画としてスタートさせました。

第6次中期経営計画として掲げる目標は、「次の成長に向けた事業基盤の強化」です。安全・品質・コンプライアンスそして環境を当社グループのコアバリューとした上で、第5次中期経営計画で据えた「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーションへのチャレンジ(あたらしい価値の創造)」の2つの方針を継続し、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献の3つの経営課題に取り組んでいきます。

3つの経営課題と取り組み内容は以下のとおりです。

1. 成長への新たな仕掛けとして、

- ・IoT、電動化、自動化、環境の成長セグメントでNSKコア製品を伸ばします。
- ・成長セグメントへの新製品の市場化による成長を目指します。
- ・EPSビジネスは製品ラインナップを充実させ再成長を目指します。

2. 経営資源の強化として、

- ・教育体系の再構築や働き方改革、健康経営の促進、ダイバーシティ&インクルージョンの推進によってヒトづくりを進化させます。
- ・IoTの活用によってモノづくりを進化させます。
- ・NSKコア技術の徹底追求やオープンイノベーションの更なる活用によって技術開発を進化させます。

3. 環境・社会への貢献として、

- ・事業活動や環境貢献型の製品開発によるCO₂排出量の削減及び資源の有効活用を目指します。
- ・市場、お客様へ安全・安心を与える品質づくりと安全文化づくりを目指します。
- ・社会から信頼され、働きがいのある会社づくりを目指します。
- ・グループガバナンスを強化しステークホルダーとの対話を深めていきます。

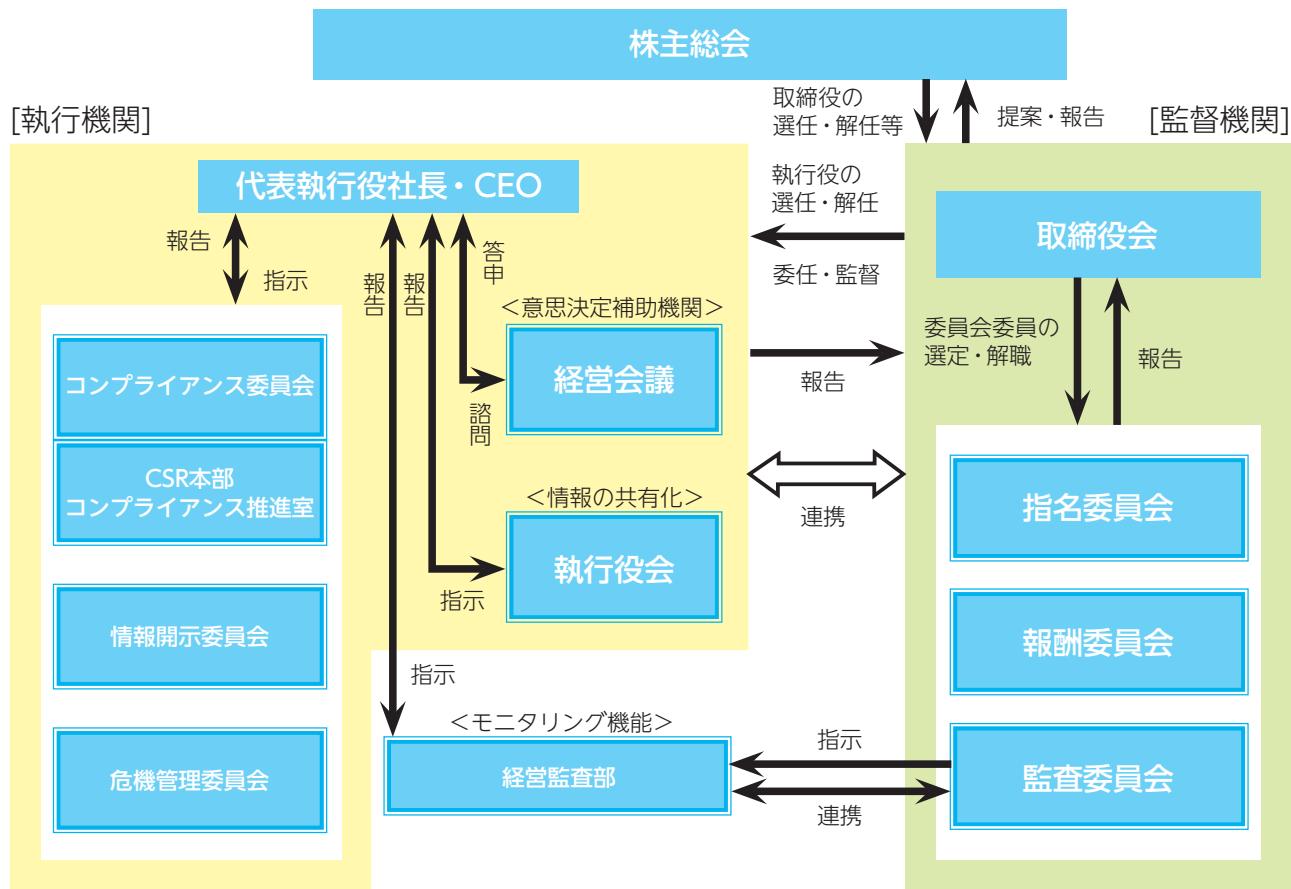
当社グループは、以上の取り組みによってたゆまぬ成長を目指すとともに、将来にわたって、企業理念に基づいた企業活動とMOTION & CONTROLの進化を通じ、社会的課題の解決と社会の持続的発展へ貢献し続けていきます。

(ロ) コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。2004年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、指名・監査・報酬の3つの委員会は、それぞれ社内取締役と過半数を占める社外取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです。



③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2017年6月23日開催の当社定時株主総会決議に基づき当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」という。)を継続しています。なお、本プランの有効期間は2020年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとしています。

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等(以

下[大量買付行為]という。)を行いまは行おうとする者(以下[大量買付者]という。)に対して、本プラン所定の手続(以下[大量買付ルール]という。)を遵守することを求めています。大量買付ルールは、大量買付者が事前に大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報を提供した上で、当社取締役会による評価等のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)満了後に大量買付行為を開始できることを原則的な手続としています。

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様は当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が所定の5類型のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に当社取締役会決議により対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

当社取締役会が、上記の株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会最終時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、次の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

本プランに係る手続の流れの概要については、次ページに記載のとおりです。また、本プランの詳細につきましては当社ウェブサイト(<https://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html>)に掲載しています。2017年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させることを目的として実施しているものです。

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものであり、また、上記③記載のとおり、本プラン所定の一定の類型に該当する大量買付行為を防止することにより、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。さらに、上記③記載のとおり、対抗措置を発動しようとする場合には原則として株主総会を開催し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、その取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されています。

従いまして、上記②及び③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

当社は、2020年6月2日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づく、2020年6月30日開催の当社第159期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランの一部を変更した上で、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することを決議いたしました。

その詳細につきましては、株主総会参考書類16ページから34ページをご参照ください。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしています。2019年度から2021年度までの第6次中期経営計画においては、連結ベースでの配当性向を30%～50%、年間の配当金は1株当たり40円以上を目標として株主の皆様への安定的な配当を継続していくことを目指しています。また、自己株式取得についても機動的な資本政策を遂行するための選択肢としており、総還元性向は3年間で50%とすることを目安としています。なお、これらの実行にあたっては、財務状況等を勘案して適切に決定していきます。

当期の期末配当については、上記方針を踏まえた上で当期の業績や今後の事業環境等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら期初及び2020年1月30日公表の配当予想1株20円を変更し、1株10円といたします。

なお、昨年12月2日に1株につき20円の間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は前期から10円減配の1株につき30円となります。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	2020年3月期 (2020年3月31日)	(ご参考) 2019年3月期 (2019年3月31日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	137,298	129,965
売上債権及びその他の債権	154,226	195,288
棚卸資産	152,971	159,517
その他の金融資産	3,138	1,696
未収法人所得税	3,513	3,502
その他の流動資産	15,304	17,648
流動資産合計	466,452	507,618
非流動資産		
有形固定資産	383,978	378,333
無形資産	19,768	19,550
持分法で会計処理されている投資	26,785	27,613
その他の金融資産	55,498	79,934
繰延税金資産	9,698	9,633
退職給付に係る資産	61,508	59,406
その他の非流動資産	6,193	4,364
非流動資産合計	563,431	578,837
資産合計	1,029,884	1,086,456

	2020年3月期 (2020年3月31日)	(ご参考) 2019年3月期 (2019年3月31日)
負債及び資本		
負債		
流動負債		
仕入債務及びその他の債務	97,193	130,333
その他の金融負債	71,806	101,145
引当金	159	85
未払法人所得税	3,474	4,004
その他の流動負債	45,305	49,841
流動負債合計	217,939	285,411
非流動負債		
金融負債	228,707	175,467
引当金	8,160	8,677
繰延税金負債	24,764	31,128
退職給付に係る負債	18,345	19,530
その他の非流動負債	5,447	5,839
非流動負債合計	285,426	240,643
負債合計	503,365	526,055
資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	80,456	80,426
利益剰余金	405,842	400,720
自己株式	△37,662	△37,779
その他の資本の構成要素	△10,308	26,131
親会社の所有者に帰属する持分合計	505,505	536,676
非支配持分	21,013	23,724
資本合計	526,518	560,400
負債及び資本合計	1,029,884	1,086,456

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	2020年3月期 (2019年4月1日～2020年3月31日)	2019年3月期 (ご参考) (2018年4月1日～2019年3月31日)
	金額	金額
売上高	831,034	991,365
売上原価	677,511	771,783
売上総利益	153,522	219,581
販売費及び一般管理費	130,238	141,808
持分法による投資利益	2,282	5,493
その他の営業費用	1,961	3,987
営業利益	23,604	79,279
金融収益	3,409	2,661
金融費用	2,948	2,710
税引前利益	24,065	79,229
法人所得税費用	5,956	20,491
当期利益	18,108	58,738
(当期利益の帰属)		
親会社の所有者	17,412	55,809
非支配持分	696	2,928

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	2020年3月期 (2019年4月1日～2020年3月31日)	2019年3月期 (2018年4月1日～2019年3月31日)
	営業活動によるキャッシュ・フロー	72,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,784	△ 72,673
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,333	△ 20,477
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 3,934	△ 784
現金及び現金同等物の増減額	7,333	△ 1,318
現金及び現金同等物の期首残高	129,965	131,283
現金及び現金同等物の期末残高	137,298	129,965

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

貸借対照表

(単位：百万円)

	2020年3月期 (2020年3月31日)	(ご参考) 2019年3月期 (2019年3月31日)		2020年3月期 (2020年3月31日)	(ご参考) 2019年3月期 (2019年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	255,615	271,121	流動負債	190,364	239,838
現金及び預金	84,650	25,682	支払手形	2,138	3,530
受取手形	3,909	6,979	電子記録債務	9,867	13,358
電子記録債権	16,359	20,468	買掛金	61,842	79,887
売掛金	65,197	77,181	短期借入金	86,126	91,418
有価証券	—	48,000	社債	—	20,000
製品	24,294	24,715	リース債務	377	325
仕掛品	16,800	18,571	未払金	10,963	12,075
原材料及び貯蔵品	4,046	3,481	未払費用	14,416	17,267
未収入金	33,104	39,171	未払法人税等	3,755	856
その他の流動資産	7,392	6,868	預り金	864	1,085
貸倒引当金	△139	—	その他の流動負債	12	33
固定資産	410,753	420,011	固定負債	223,917	189,072
有形固定資産	138,256	134,940	社債	130,000	100,000
建物	42,754	41,689	長期借入金	78,500	70,500
構築物	2,724	2,502	リース債務	1,458	1,158
機械及び装置	57,039	54,277	繰延税金負債	5,622	8,707
車両運搬具	355	232	従業員株式給付引当金	146	111
工具、器具及び備品	5,732	5,572	役員株式給付引当金	1,547	1,464
土地	18,352	18,897	環境対策引当金	1,056	1,193
リース資産	1,747	1,408	資産除去債務	127	—
建設仮勘定	9,550	10,360	その他の固定負債	5,456	5,935
無形固定資産	11,855	12,007	負債合計	414,281	428,911
借地権	934	934	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	10,920	11,072	株主資本	233,521	232,744
投資その他の資産	260,640	273,063	資本金	67,176	67,176
投資有価証券	40,682	57,915	資本剰余金	78,956	79,064
関係会社株式	125,447	125,635	資本準備金	77,923	77,923
関係会社出資金	45,129	45,129	その他資本剰余金	1,032	1,140
長期貸付金	3,200	500	利益剰余金	124,749	124,139
長期前払費用	366	375	利益準備金	10,292	10,292
前払年金費用	42,585	40,107	その他利益剰余金	114,456	113,846
その他	3,397	3,568	固定資産圧縮積立金	3,949	3,834
貸倒引当金	△168	△168	別途積立金	87,766	79,766
資産合計	666,368	691,132	繰越利益剰余金	22,741	30,246
			自己株式	△37,360	△37,635
			評価・換算差額等	18,142	28,795
			その他有価証券評価差額金	18,142	28,795
			新株予約権	422	681
			純資産合計	252,086	262,221
			負債及び純資産合計	666,368	691,132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

	2020年3月期 (2019年4月1日～2020年3月31日)		2019年3月期 (ご参考) (2018年4月1日～2019年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	427,006	100.0	493,524	100.0
売上原価	364,510	85.4	414,887	84.1
売上総利益	62,495	14.6	78,637	15.9
販売費及び一般管理費	68,868	16.1	74,738	15.1
営業利益又は営業損失 (△)	△6,372	△1.5	3,899	0.8
営業外収益	29,844	7.0	29,338	5.9
受取利息及び配当金	28,330		27,957	
雑益	1,513		1,380	
営業外費用	3,764	0.9	4,511	0.9
支払利息	1,653		1,915	
雑損	2,111		2,596	
経常利益	19,706	4.6	28,726	5.8
特別利益	6,606	1.5	1,680	0.3
投資有価証券売却益	6,089		1,680	
有形固定資産売却益	517		—	
特別損失	204	0.0	825	0.2
関係会社株式評価損	188		—	
環境対策引当金繰入額	16		87	
減損損失	—		738	
税引前当期純利益	26,109	6.1	29,581	6.0
法人税、住民税及び事業税	320	0.1	1,377	0.3
過年度法人税等	2,999	0.7	—	—
法人税等調整額	1,521	0.4	△80	△0.0
法人税等合計	4,841	1.1	1,296	0.3
当期純利益	21,267	5.0	28,284	5.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

日本精工株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 功 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松村 信 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

日本精工株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 功 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松村 信 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担及び当期の監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

日本精工株式会社 監査委員会

監 査 委 員 望 月 明 美 ㊟

監 査 委 員 池 田 輝 彦 ㊟

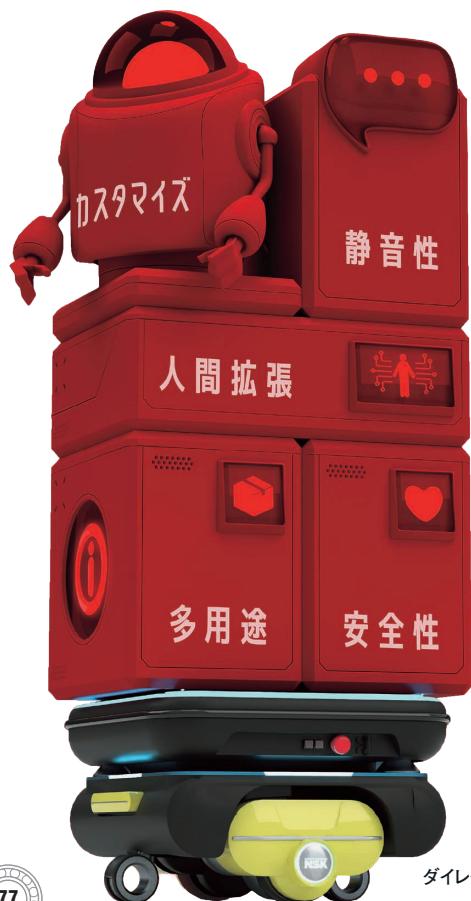
常 勤 監 査 委 員 榎 本 俊 彦 ㊟

(注) 監査委員望月明美及び池田輝彦は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

NSKがつくる、あたらしい動き

ロボット用自動走行ユニットを開発

生産現場だけでなく、人々の生活空間においても家事や介護など、ロボットの活用が進んでいくことが期待されています。NSKは、ロボットを載せ、障害物を避けて自動走行が可能なダイレクト・ドライブ車輪ユニットを開発しました。本開発品は、静かで、小型・軽量で扱い易いため、製造業から病院、学校、図書館、美術館まで幅広い用途が見込めます。



開発品の特長

- ・人々の暮らしや働き方によりそい、用途に応じて、上部に様々なロボットや機械を載せて移動することができます。
- ・静粛性に優れ、小型・軽量なため人の力でも容易に動かせます。
- ・障害物を回避しながら、安全で高精度な自動走行が可能です。



ダイレクト・ドライブモータ



ダイレクト・ドライブ車輪ユニットの駆動に使われているダイレクト・ドライブモータは、ギヤなどを使わず、静かで、高精度なため半導体などの製造に使用されています。

ダイレクト・ドライブ車輪ユニット

<活躍が期待されるシーン>

～ダイレクト・ドライブ車輪ユニットが拓く、未来の可能性～

▶ 病院で医療機等を載せて
回診や食事の配膳



▶ 見守りロボットを載せて、
子供に追従するボディーガードに



▶ 本人に代わって、自由に移動できる
テレプレゼンスロボット

本開発品は、私たちが進めている「あたらしい動きをつくる。」の一例です。ロボットの活躍の場が広がり人の手助けをしてくれたなら、私達の暮らしや働き方は大きく変化し、誰もが活躍できる社会へと変わっていくでしょう。

今後もNSKは、Motion & Controlを通じ、円滑で安全な社会の実現を目指し、様々な社会課題を解決していきます。

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 1単元の株式の数 100株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 [未払配当金のお支払いのみ対応] 株式会社みずほ銀行 本店及び全国各支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。 <https://www.nsk.com/jp/>
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

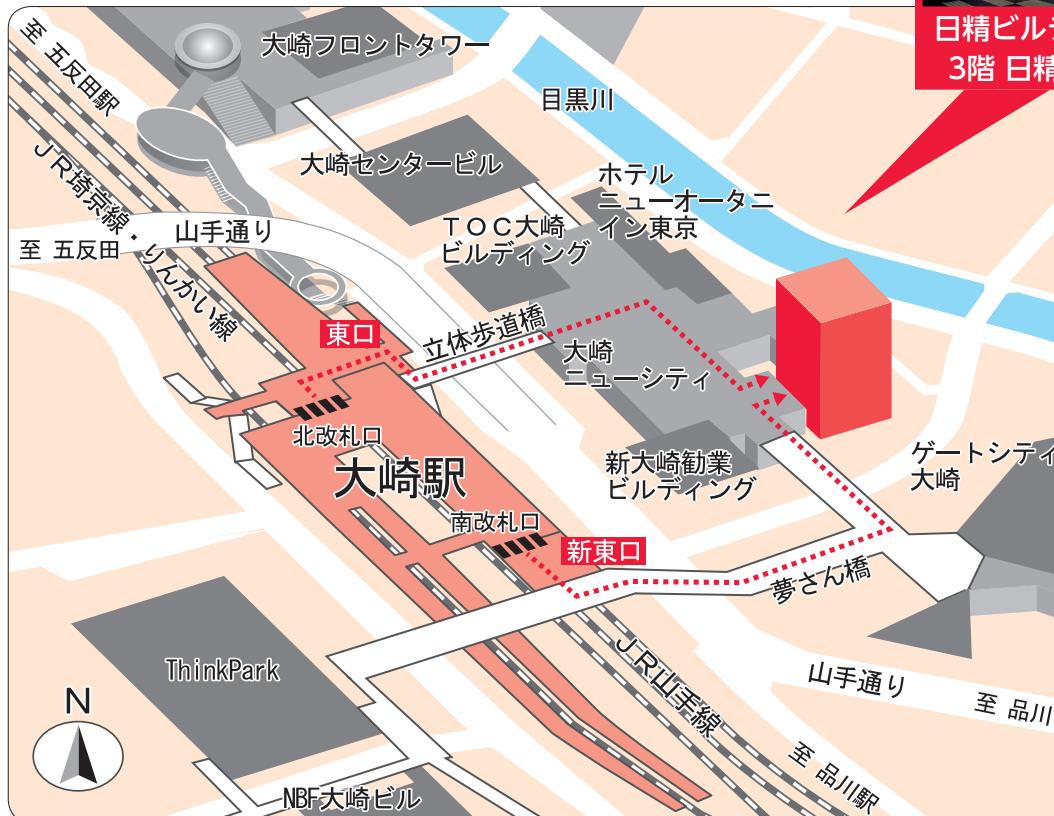
会場 東京都品川区大崎一丁目6番3号 日精ビルディング3階 日精ホール

交通 JR線
りんかい線 } 大崎駅より徒歩3分

※大崎駅改札口から立体歩道橋、又は夢さん橋を通り、そのまま日精ビルディング3階からご入場できます。



日精ビルディング
3階 日精ホール



- 株主総会ご出席者へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



日本精工株式会社
ホームページアドレス
➤ <https://www.nsk.com/jp/>

